

令和2年度（第1期）事業計画書

（令和3年3月〇〇日から令和3年31日まで）

一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント

1. 事業方針

定款第3条に定める目的に沿って、法人設立第1期の事業計画を定める。第1期の令和2年度は、法人設立時から令和2年度末までの短期間であることから、令和3年度の第2期事業計画を見据えた計画とする。

そのため、第1期は、活動体制や情報発信の基盤を整えることを主眼に置き下記のとおり行うものである。

また、事業事務の運営は、常勤職員の配置は行わず、当面ボランティアを中心とした暫定事務局で行う。

2. 事業計画

(1)法人運営事業

- ・当法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会において定める会費規程に基づき、会費を徴収する。
- ・令和3年度の本格的な活動実施に向けて、活動計画の検討及び作成を進める。

(2)情報発信事業

- ・まちの情報や当法人の活動をPRするため、ホームページの内容を検討する。
- ・エリアの価値向上に向けた活動の規範として、まちで活動する関係者やまちに興味関心を持つ方々と共有するため、エリアマネジメントガイドラインを作成、公表する。